

1月、2月に見る 株主総会Q & A

制度調査部
堀内 勇世

今年の株主総会に関する出来事－2

【要約】

- 2月も終わっていないが、株主総会をめぐる動きが激しくなっている。
- 会社提案否決の事例、株主提案の事例、総会招集請求の事例などが見受けられる。
- ここでは、Q & A形式で簡単な解説を行う。

<目次>

| | | |
|-------|---|-------|
| はじめに | (取り上げたテーマ等について) | P. 2 |
| Q 1 | 「今年の株主総会で会社提案の議案が否決された事例など」について教えてください。 | P. 2 |
| Q 1-1 | 会社提案議案が否決された事例について教えてください。 | P. 2 |
| Q 1-2 | 会社が議案を撤回した事例について教えてください。 | P. 3 |
| Q 2 | 「株主提案」について教えてください。 | P. 3 |
| Q 2-1 | 会社法の「株主提案権」について教えてください。 | P. 4 |
| Q 2-2 | 株主提案の事例について教えてください。 | P. 4 |
| Q 2-3 | 株主提案権の行使がみられる中で、機関投資家などがどのような行動をとったか、について教えてください。 | P. 5 |
| Q 3 | 「委任状」について教えてください。 | P. 6 |
| Q 3-1 | 委任状とは何か、について教えてください。 | P. 7 |
| Q 3-2 | 委任状勧誘の事例について教えてください。 | P. 7 |
| Q 4 | 「株主名簿閲覧請求」について教えてください。 | P. 8 |
| Q 4-1 | 会社法の「株主名簿閲覧等請求権」について教えてください。 | P. 8 |
| Q 4-2 | 株主名簿閲覧等請求の事例について教えてください。 | P. 9 |
| Q 5 | 「総会招集請求」について教えてください。 | P. 9 |
| Q 5-1 | 会社法の「総会招集請求権」について教えてください。 | P. 10 |
| Q 5-2 | 総会招集請求の事例について教えてください。 | P. 10 |

【はじめに】

昨年、2007年の株主総会は、年初から、大きな動きがありました。例えば、2月には、東京鋼鐵(5448)における会社提案の株式交換に関する議案に、いちごアセットマネジメントが反対し委任状勧誘などを行い、結果として否決されるという出来事がありました。また、いわゆるファンドによる株主提案など、注目すべき出来事が起こりました^(注1)。

また、今年(2008年)に入ってから、1月から、目に留まる出来事が起こっています。会社提案の議案が否決された事例などがあります。その中から、ここでは、株主総会に関連した株主権の行使の観点から、5つのテーマを選び出してご説明させていただこうと考えております。

1番目のテーマ(Q1)は、「**今年の株主総会で会社提案の議案が否決された事例など**」について、お話をさせていただこうと考えております。

2番目のテーマ(Q2)は、「**株主提案**」について、お話をさせていただこうと考えております。株主提案と申し上げておりますが、ここで取り上げるのは、会社法の「株主提案権」の行使の事例に限定して、取り上げさせていただきます。株主総会への株主提案権の行使でない「株主からの提案」の事例も新聞等をにぎわせていますが、ここでは触れないことにさせていただきます。

3番目のテーマ(Q3)は、「**委任状**」について、お話をさせていただこうと考えております。

4番目のテーマ(Q4)は、「**株主名簿閲覧等請求**」について、お話をさせていただこうと考えております。

5番目のテーマ(Q5)は、「**総会招集請求**」についてお話をさせていただこうと考えております

なお、ここでご紹介します事例は、私が見つけた範囲の事例であることを、ご承知おきください。

(注1) 以下のレポート参照。

「2007年前半の株主総会を振り返ってQ&A」(堀内勇世、2007.7.19作成)

Q1 「今年の株主総会で会社提案の議案が否決された事例など」について教えてください。

ここでは、①**会社提案議案が否決された事例**、②**会社が議案を撤回した事例**を紹介させていただこうと考えています。

Q1-1 会社提案議案が否決された事例について教えてください。

会社提案議案が否決された事例としては、**CFS コーポレーション**(8229)の事例があります。アインファーマシーズとの経営統合を計画し、1月22日に臨時株主総会を開催して、株主移転に関する

議案を提出しましたが、否決されました。これは、イオンが反対活動を行った結果ということができます。イオンは、計画公表後から反対を表明し、株主総会に当たっては、委任状勧誘を行い、反対活動を行いました。

株主の反対活動により会社提案議案が否決されたという点で、昨年の東京鋼鐵における会社提案の株式交換に関する議案の否決事例を思い出させるものでした。株主の、会社のM&A案件に対する見方が厳しくなっているのかなと、思わせる事例ともいえるのではないのでしょうか。

(表1) 関連するプレスリリース (適時開示書類)

| 会社名 | コード | 関連するプレスリリース (適時開示書類) |
|----------------|------|--|
| C F S コーポレーション | 8229 | < C F S コーポレーション > 2008. 1. 11、2008. 1. 22 < イオン > 2007. 12. 17 |

Q1-2 会社が議案を撤回した事例について教えてください。

会社が議案を撤回した事例としては、**田崎真珠** (7968) の事例があります。1月25日の定時株主総会に、退任取締役に対する退職慰労金に関する議案を提出する予定でしたが、1月23日に撤回を公表しました。これは、会社の状況を踏まえ、退任する取締役全員から退職慰労金辞退の申し入れがあったからとしています。

(表2) 関連するプレスリリース (適時開示書類)

| 会社名 | コード | 関連するプレスリリース (適時開示書類) |
|------|------|-------------------------|
| 田崎真珠 | 7968 | < 田崎真珠 > 2008. 1. 23 |

Q2 「株主提案」について教えてください。

ここでは、会社法で定められている「**株主提案権**」が行使された事例を簡単にですがご紹介したいと思います(注2)。

ただし、その前に、会社法の「株主提案権」とは何かを簡単にですが見ていきたいと考えております。その後、「株主提案権」が行使された事例を見ていきたいと思います。また、株主提案権の行使がみられる中で、機関投資家などがどのような行動をとったか、を見ていきたいと思います。

(注2) 2007年の事例については、以下のレポート参照。

「株主提案の2007年の事例～その6」(堀内勇世、2007.7.2作成)

Q2-1 会社法の「株主提案権」について教えてください。

ここでは、会社法上の「取締役会設置会社」かつ「公開会社である会社」である、上場会社を念頭に、お話をさせていただきます。なお会社法上の「**取締役会設置会社**」とは、取締役会を置く株式会社、又は会社法の規定により取締役会を置かなければならない株式会社のことです。また、会社法上の「**公開会社**」とは、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことです。

会社法の株主提案権は、大雑把に言って、2つあります。①「**議案を提案して、株主総会の招集通知に記載させる**」という形の株主提案権と、②**動議形式の株主提案権**です。②の動議形式の株主提案権は、「株主総会の場で議案を提案する」という形の株主提案権ということができます。

①の株主提案権には、原則として、a) 総会の**8週間前までに**行使しなければならない、b) 「**総株主の議決権の1%以上**」又は「**300個以上の議決権**」のうちいずれか低いほうの基準を満たさなければならない、c) **6ヶ月保有**していなければならない、といった要件を満たさなければなりません。これに対して、②の株主提案権には、このような要件が存在しません。一見すると②の株主提案権の方が簡単で便利そうですが、招集通知に記載された議案につき賛否を示す議決権行使書面などにより議決権を行使される方も多い上場会社では、株主総会のその場で、法の定める定足数を満たし、法の定める賛成を得ることは、通常、難しいと思われれます。

Q2-2 株主提案の事例について教えてください。

それでは、株主提案の事例を見ていきましょう。②の株主提案の事例は、今年はまだ見当たりませんでしたので、ここでは、①の株主提案の事例のみを掲げさせていただきます。株主総会の日付は前後してしまいますが、見つけたプレスリリース(適時開示資料)などの日付が早かった順に見ていきたいと思えます。

まず、**田崎真珠**(7968)の事例があります。定時株主総会に向けて、昨年11月にサハダイヤモンドから、取締役選任議案に関する株主提案を受けました。これに対して、田崎真珠は、昨年12月17日に、反対の方針を表明しています。その後、今年1月25日に定時株主総会が開催され、プレスリリース(適時開示資料)などは見つけられなかったのですが、どうも、株主提案議案は否決された模様です。

次に、**アッカ・ネットワークス** (3764) の事例があります。今年3月に定時株主総会の開催が予定されていますが、これに向けて、今年1月16日にイー・アクセスから、取締役選任議案に関する株主提案を受けました。これに対して、アッカ・ネットワークスは、1月29日に、反対の方針を表明しています。なお、2月21日に、イー・アクセスは株主提案を取り下げています。

また、イー・アクセスは、委任状勧誘を行っていました。この点については、後で触れたいと思います。

続いて、**NFKホールディングス** (6494) の事例があります。臨時株主総会に向けて、個人株主より、取締役選任議案に関する株主提案を受けました。その具体的な内容は、今年1月28日に公表されました。この提案に対して、NFKホールディングスは意見を差し控えました。そして、2月15日に開催された臨時株主総会では、株主提案議案が承認されました。

なお、この臨時株主総会は、総会招集請求権に基づき、株主により開催されたものでした。この点についても、後で触れたいと思います。

そして、**ツノダ** (7308) の事例があります。今年3月7日に臨時株主総会の開催が予定されていますが、これに向けて、取締役選任議案に関する株主提案と、定款変更議案に関する株主提案を受けています。

(表3) 関連するプレスリリース (適時開示書類)

| 会社名 | コード | 関連するプレスリリース (適時開示書類) |
|-------------|------|--|
| 田崎真珠 (7968) | 7968 | <田崎真珠> 2007.12.4、2007.12.17 |
| アッカ・ネットワークス | 3764 | <アッカ・ネットワークス> 2008.1.16、2008.1.29、2008.2.21 <イー・アクセス> 2008.1.16、2008.2.21、(*) |
| NFKホールディングス | 6494 | <NFKホールディングス> 2007.12.25、2007.12.27、2008.1.28、2008.1.30、2008.2.15 |
| ツノダ | 7308 | <ツノダ> 2008.2.13、2008.2.15 |

(*)イー・アクセスのHP (<http://www.eaccess.net/cgi-bin/press.cgi?id=699>) 参照

Q2-3 株主提案権の行使がみられる中で、機関投資家などがどのような行動をとったか、について教えてください。

株主提案に対する機関投資家などの動きの一部ですが、明らかになっている資料がありますので見

ていきたいと思えます。

【企業年金連合会】

例えば、企業年金連合会は、「平成19年6月株主総会インハウス株主議決権行使結果について」^(注3)を公表しています。その中で、6月総会の株主提案について、「個別に検討のうえ、株主価値の向上に資すると判断される議案に賛成した。」と記述しております。実際にも、**剰余金処分等に関する議案で21.4%賛成し、役員報酬額の開示等に関する議案で66.7%賛成し、取締役もしくは取締役会の問題に関する議案では11.1%賛成した**と公表しています。

(注3) 企業年金連合会の以下のホームページ参照。

http://www.pfa.or.jp/top/jigyuu/pdf/gov_inhouse19_6.pdf

【日本証券投資顧問業協会】

また、日本証券投資顧問業協会は、昨年8月2日に、「投資一任契約に係る議決権等行使指図の状況について」^(注4)を公表しています。これは、昨年5・6月に開催された株主総会での議決権行使指図状況に関して、投資一任会員に対して行いましたアンケートの集計結果です。その中で、「**株主提出議案に対して実際に賛成した企業数**は会員1社あたり平均5企業」で、「1社あたりの平均企業数9企業に対し53%」であったと述べられています。また、「**賛成した議案件数**は会員1社あたり平均10件」で、1社あたりの「平均61件に対し17%」であったと述べられています。また、「**賛成した比率の高かった議案**は、退職慰労金の削減等、剰余金処分案等、役員報酬額の開示、などであった。」と述べられています。

(注4) 日本証券投資顧問業協会の以下のホームページ参照。

<http://jsiaa.mediagalaxy.ne.jp/osiease/pdf/giketsu19ippan.pdf>

このように、議案によっては賛成に回る可能性があるわけです。それゆえ、会社は今後も株主との意思疎通を十分に図りつつ運営しなければならないと思われれます。不十分な場合、株主提案が承認されることもあるかもしれません。

Q3 「委任状」について教えてください。

ここではまず、委任状とは何かというところ見た上で、今年の株主総会で委任状勧誘が行われた事例を名前だけですが、いくつかあげさせていただこうと思えます^(注5)。

(注5) 以下のレポート参照。

「株主総会の委任状」(堀内勇世、2007.6.19作成)

Q3-1 委任状とは何か、について教えてください。

【委任状とは】

株主は代理人によって株主総会で議決権を行使すること（「議決権の代理行使」）ができます。その際、代理人が代理権を証する書面として、通常、会社に提出するのが「委任状」といわれるものです。なお、この委任状は、株主総会の日から3カ月間、本店に備え置かれ、株主は原則として閲覧等が可能とされています（会社法310条6項・7項）。

この委任状をめぐって、**勧誘活動**が行われることがあります。例えば、①会社提案の否決を目指して、議決権の代理行使のための委任状を株主が勧誘することや、②株主提案権を行使して議案を提出した株主が、自己の提案への賛同を求めて、議決権の代理行使のための委任状を勧誘することがあります。

【金融商品取引法の規制】

このような**委任状の勧誘が上場会社に関して行われる場合、金融商品取引法の規制**が課せられています（金融商品取引法194条）。例えば、a) 勧誘する者は、法令に基づいた議決権行使の代理行使に関して参考となる書類を、勧誘時に提供しなければならないとか、b) 委任状等を株主に交付した後、直ちに、委任状等を金融庁長官に提出しなければならない等の規制が課せられています。

Q3-2 委任状勧誘の事例について教えてください。

私の見つけた事例を、会社名程度ですが2つご紹介させていただきます。

一つ目が、**CFS コーポレーション**（8229）が提案した株主移転に関する議案に、**イオン側**が反対するために委任状を勧誘した事例です。

二つ目が、**アッカ・ネットワークス**（3764）に対して、取締役選任議案に関する株主提案を行った、**イー・アクセス側**が、委任状を勧誘した事例です。この事例では、株主名簿閲覧等請求権も行使されました。なお、2月21日の株主提案の取下げとともに、委任状勧誘も中止されました。

（表4）関連するプレスリリース（適時開示書類）

| 会社名 | コード | 関連するプレスリリース（適時開示書類） |
|--------------|------|--|
| CFS コーポレーション | 8229 | <CFS コーポレーション> 2008. 1. 11、2008. 1. 22 <イオン> 2007. 12. 17 |
| アッカ・ネットワークス | 3764 | <イー・アクセス> 2008. 2. 21、（*） |

（*）イー・アクセスのHP (<http://www.eaccess.net/cgi-bin/press.cgi?id=685>) 参照

Q 4 「株主名簿閲覧請求」について教えてください。

ここでは、会社法で定められている「**株主名簿閲覧等請求権**」が行使された事例を簡単にですがご紹介したいと思います。

ただし、その前に、会社法の「株主名簿閲覧等請求権」とは何かを簡単にですが見ていきたいと考えております。その後、「株主名簿閲覧等請求権」が行使された事例を見ていきたいと思ひます。

(注6) 以下のレポート参照。

「株主名簿閲覧等請求権」 (堀内勇世、2007. 5. 30 作成)

Q 4-1 会社法の「株主名簿閲覧等請求権」について教えてください。**【株主名簿閲覧等請求権】**

会社法上、株式会社の株主は、株式会社の営業時間内であれば、いつでも、株主名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができます(会社法 125 条 2 項)。これが、株主の権利の中で、「**株主名簿閲覧等請求権**」と呼ばれるものです。この権利については、何株以上保有していなければならないなどの要件は付されていません。

この権利は、例えば、株主提案をした株主が議決権行使につき委任状を勧誘する場合や、公開買付けを行うものが応募を勧誘する場合などに利用されます。

なお、その株式会社の親会社の株主も、必要があるときは、裁判所の許可を得て、その株式会社つまり子会社の株主名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができます。

【請求が拒否される場合】

株主が、株主名簿の閲覧又は謄写の請求をしてきた場合は、原則として株式会社は拒むことができないとされています。しかし、**次の場合**には、**請求を拒むことができる**と規定されています(会社法 125 条 3 項)

- ① 請求者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ② 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
- ③ 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。
- ④ 請求者が株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- ⑤ 請求者が、過去 2 年以内において、株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

Q4-2 株主名簿閲覧等請求の事例について教えてください。

【株主名簿閲覧等請求の事例】

アッカ・ネットワークス（3764）に対して、取締役選任議案に関する株主提案を行った、イー・アクセスが、委任状勧誘を行うにあたり、今年1月23日付で**株主名簿閲覧等請求**を行使しました。しかしながら、同月28日、アッカ・ネットワークスは拒否する旨の回答を行いました。その際の拒否理由は「実質的な競争関係にある事業を営んでいること」、つまり先ほど説明した拒否事由の③を挙げていたそうです。その後、この点につき裁判等があったとのプレスリリース（適時開示資料）などは調査時点では見つけておりませんので、裁判等はなかったと思われます。

（表5）関連するプレスリリース（適時開示書類）

| 会社名 | コード | 関連するプレスリリース（適時開示書類） |
|-------------|------|---------------------|
| アッカ・ネットワークス | 3764 | <イー・アクセス> (*) |

(*)イー・アクセスのHP(<http://www.eaccess.net/cgi-bin/press.cgi?id=687>)参照

【株主総会白書 2007年版より】

なお、商事法務研究会という団体が編集して公表している「株主総会白書 2007年版」によれば、株主からの株主名簿閲覧等請求は、**2006年7月から2007年6月までに、33社**であったとされています。

「株主総会白書 2007年版」は、全国証券取引所上場会社（ジャスダック市場・新興市場を除く）につき、2006年7月から2007年6月までの間に開催された定時株主総会を調査対象として、アンケート調査を行った結果を分析の上まとめたものです。なお、1952社から回答を得たとされています。

Q5 「総会招集請求」について教えてください。

ここでは、会社法で定められている「**総会招集請求権**」が行使された事例を簡単にですがご紹介したいと思います。

ただし、その前に、会社法の「総会招集請求権」とは何かを簡単にですが見ていきたいと考えております。その後、「総会招集請求権」が行使された事例を見ていきたいと思っております。

（注7）以下のレポート参照。

「会社法における総会招集請求権」（堀内勇世、2005.12.27作成）

Q5-1 会社法の「総会招集請求権」について教えてください。

株主総会は、通常、会社が決定して招集されます。しかし、株主の請求に基づき、株主総会が開催される場合があります。その際、用いられる株主の権利が、「**総会招集請求権**」（会社法 297 条）です。この権利は、会議の目的である事項と招集の理由を記載した書面等を取締役に提出して株主総会の招集を請求できるというものです。

会社法上の「公開会社」である上場会社において、この**総会招集請求権**を行使する場合、株主は、①「**総株主の議決権の3%以上**」を保有し、②**6ヶ月保有**していなければならない、といった要件を満たさなければなりません。

なお、請求があったにもかかわらず遅滞なく総会招集の手続きがとられないとき、もしくは、請求の日から8週間以内の日を会日とする総会招集の通知が発せられないときは、請求した株主は裁判所の許可を得て、自ら株主総会を招集することができるとされています。

Q5-2 総会招集請求の事例について教えてください。**【今年の総会招集請求の事例】**

まず、**NFKホールディングス**（6494）の事例があります。この事例では、個人株主が、裁判所の許可を得て、今年の2月15日に臨時株主総会を開催しております。前述のとおり、この総会で、取締役選任議案関連の株主提案議案が承認されました。

次に、**ステラ・グループ**（8206）の事例があります。個人株主が、会社に、今年1月8日付けの書面をもって臨時株主総会の開催を請求しました。これに対して、会社は、内容が明確でないので対応できないとして、1月24日、この請求を否決しました。その後の動きについて、調査時点では、プレスリリース（適時開示資料）などは見つけておりません。

なお、これとは別に、**ステラ・グループ**は、会社の決定として、今年3月14日に臨時株主総会を開催する予定となっています。

そして、**大日本コンサルタント**（9797）の事例があります。個人株主が、今年1月15日に、会社に対して、臨時株主総会の開催を請求しました。その後の動きについては、プレスリリース（適時開示資料）などは見つけておりませんので、調査時点ではわかりません。

ここ数年で、私がプレスリリース（適時開示資料）などはから見つけた、総会招集請求権に関する他の事例は、この後、お話しする2件でしたので、個人的には、今年が多いのかなと感じています。

(表6) 関連するプレスリリース (適時開示書類)

| 会社名 | コード | 関連するプレスリリース (適時開示書類) |
|---------------|------|--|
| N F Kホールディングス | 6494 | <N F Kホールディングス> 2007. 12. 25、2007. 12. 27、2008. 1. 28、2008. 1. 30、2008. 2. 15 |
| ステラ・グループ | 8206 | <ステラ・グループ> 2008. 1. 10、2008. 1. 24 |
| 大日本コンサルタント | 9797 | <大日本コンサルタント> 2008. 1. 22 |

【過去の総会招集請求の事例】

過去に見つけた2件とは、次のものです。

まずは、2005年の**デザインエクスチェンジ** (4794) の事例です。裁判所に株主が申請していたが、会社が株主提案を取り込んで会社提案をするなどした結果、株主による申請は取り下げられました。

次に、2005年から2006年にかけての事例で、**東京衡機製造所** (7719) の事例があります。株主が、裁判所の許可を得て、臨時総会を開催しました。その際なされた取締役選任議案関連の株主提案は、承認されました。

(表7) 関連するプレスリリース (適時開示書類)

| 会社名 | コード | 関連するプレスリリース (適時開示書類) |
|-------------|------|---|
| デザインエクスチェンジ | 4794 | <デザインエクスチェンジ> 2005. 8. 25、2005. 9. 6、2005. 9. 27、2005. 10. 24、2005. 11. 17、 2005. 12. 1 |
| 東京衡機製造所 | 7719 | <東京衡機製造所> 2005. 10. 26、2006. 2. 21、2006. 3. 7 |